構造改革特別区域計画

- 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県呉市
- 2. 構造改革特別区域の名称 すくすく・のびのび給食特区
- 3. 構造改革特別区域の範囲 広島県呉市の区域の一部(蒲刈町の全域)
- 4. 構造改革特別区域の特性

呉市は、明治22年に海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められ、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。その後、終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、広島県の産業を牽引してきました。

平成12年には特例市の指定を受け、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えると共に、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年4月に下蒲刈町、16年4月には川尻町、17年3月には音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町の各町との合併を果たし、人口も合併前の204,003人(平成15年3月末)から256,865人(平成17年3月末)に増加しております。

この合併により新たに加わった歴史・産業・観光資源の活用に努め、新生呉市として 特色あるまちづくりを進めます。

蒲刈町域は、広島県の中部島しょ部地域に属し、呉市中心部との距離は約5km、町域面積は、約19km²で、地形は細長く、標高457mの七国見山を中心に東西に延びる山稜があり、山地から海岸線までの地形が急峻で平坦地が少ないのが特徴です。

産業面では、温暖な瀬戸内海型気候を利用した柑橘類の栽培のほか、近年では、 青い海、白い砂浜、緑の丘陵などの瀬戸内海島特有の自然環境に恵まれた条件を生かし、 「県民の浜」を中心とした観光レクリエーションが盛んで、平成12年の安芸灘大橋の 開通とあいまって、県内有数のリゾート・アイランドとして、関西方面からの修学旅行 生を始め、多数の観光客が訪れています。

蒲刈町は、「緑映える山々と、陽に輝く海原の広がり、恵まれた自然環境を大切にし、 それらと共に暮らす人々の交わりを大切に育んでいく郷土を創造する」観点から、将来 像として「自然の恵み 人のふれあい 輝きアイランド 蒲刈」を掲げ、基本方向として「『人』の育成」、「『自然・文化』の発信」、「『まち』の活性」を設定しています。

新生呉市においても、少子高齢化の急速な流れの中にあり、少子化に伴う人口減対策が緊急かつ重要な課題であることから、地域の自主性、自立性を尊重し、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、 行財政基盤の整備・強化を推進する中で、住民と行政が一体となって新たなシステムを 構築し、施策展開を図ることが必要となってまいります。

呉市では、こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、子育て支援を重点的に取り組むべき施策と考えており、限られた貴重な財源を効果的かつ効率よく活用するため、民間活力の導入も含め積極的な推進を図っているところです。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターをいち早く設置し、保育サービスの充実、乳幼児医療費の助成の拡大、小児夜間救急センターの開設など、子育て支援施策を積極的に取り組んできたことが評価され、平成16年度には厚生労働省より「子育て支援総合推進モデル都市」の指定を受けたところです。

今回の特区申請も、これまで呉市が進めてきた子育て支援施策を合併町にも同様に推進していく必要があることから、少子化の進行が著しく、町内の保育所が小規模の公立保育所1施設である蒲刈町域において、給食の外部搬入方式をいち早く導入し保育所運営の合理化を図ると共に、食育をテーマに地域全体で子育てを支援していく体制を整備するものであります。

5. 構造改革特別区域計画の意義

近年、少子化や核家族化が進む中、子育て家庭と地域社会のつながりも以前と比べ希薄になっている傾向にあり、子育てそのものに対する不安や負担感が拡大している現状を真剣に受け止め、本市では、子育てに夢と喜びを持つことができるような環境整備を最重点課題の一つと認識しており、子どもの幸せを第一に、子どもの利益が最大限に尊重される子育て支援策を積極的に推進しています。

少子化の傾向が特に著しい合併町においては、子育て機能の中心的な役割を担う保育所を拠点として様々な子育で支援サービスを推進していく必要があり、そのためにも早急に保育所運営の合理化を図る必要があります。

その手段として、給食の外部搬入方式の導入を計画しておりますが、第一義的には、食材の一括購入や調理員の適正配置などにより、調理業務の効率化、合理化を進め、経費節減を図り、限られた財源を効率的かつ効果的に緊急性の高い子育で施策へとシフトさせると共に、集中調理を行うことによって生まれてくるメリットを最大限に活用し、給食内容の充実と地域全体の共通認識の下、食育の推進を図っていきたいと考えており

ます。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を図るため、保健分野を始めとする様々な分野との連携の下、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、体験学習の場を提供し、食育の大切さ、栄養指導を進めていくことは、町域全体の児童福祉の向上につながるものと考えております。

特区申請区域である蒲刈町域では、保育所入所児童数の減少や施設の老朽化などから、保育施設の統合を行うなど、効率的な保育所運営を進めていますが、入所児童数が30名を下回っているなど、更なる運営の合理化を進めていかなければならない地域であり、また、外部搬入を行うための設備も整っていることから、外部搬入方式による給食業務が進めやすい環境にあると判断したものであります。

今後は、当地域の取り組みについて事業評価を行い、改善していく中で、他地域でも 実施可能な状況となれば地域の拡大を検討していく予定です。

6. 構造改革特別区域計画の目標

① 職員相互の調理技術の向上や食の大切さについての意識の向上を図り、子ども一人ひとりの食を通じた健全育成、地域の実情に応じた「食育」への取組を重点的に行っていきます。

保育所や保健所その他関係機関の共通認識の下、正しい食習慣形成に向け、 栄養指導などを実施し、食を通じた子どもの健全育成を推進します。

- ② 今後ますます増大する保育ニーズに対応するため、保育全般の質を下げることなく公立保育所の運営コストの低減化を進めていく必要があり、構造改革推進の基本方針である民間活力を最大限に引き出し、地域の特性に応じた保育所運営を進めていきます。
- 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - ① 保育所では、食中毒の原因究明のため、原材料及び調理済み食品を保存する 必要がありますが、小規模保育所では購入量に対する保存食の数量の割合が高く、大 きな負担となっております。また、食材の少量発注が難しいことから食材発注が非効 率となるため、児童1人当たりの賄い材料費の平均単価も高くなっているのが現状で す。そこで、食材等を一括購入することによりおおむね2割程度の効率化が図られる 見込みです。
 - ② 共同調理場で集中調理することで、調理員の配置の適正化と作業効率の向上により、人件費や光熱水費等の経費の節減が可能となります。

外部搬入方式の導入により、蒲刈保育所への調理員の配置は行わず、共同調理を実施する下蒲刈保育所で対応するため、人件費等の大幅な削減により、保育所運営の合理化が進められます。

- ③ 調理設備等の更新等を集中的かつ計画的に行うことにより、作業時間の効率 化が図られ、職員の1人当たりの負担軽減が可能となります。
- ④ 蒲刈町域では下蒲刈保育所での集中調理となることから、保育所間の連携が生まれ、職員、保護者等の共通認識の下、食育に関する取組を実践することが可能となります。
- ⑤ 特別区域において、先駆的な事業を展開することにより他地域への良きモデルとなり、その取組が他地域へと広がっていくことが期待されます。
- 8. 特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

- 1 特定事業の名称
 - 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
- 2 当該規制の特例措置を受けようとする者 蒲刈町 蒲刈保育所
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容
- (1) 事業の主体 呉市
- (2) 事業の区域 広島県呉市の区域の一部(蒲刈町の全域)
- (3) 事業の実施期間 構造改革特別区域計画の認定を受けた日から
- (4) 事業内容

蒲刈町域は、平成17年4月1日から事業開始した下蒲刈保育所の調理室に おいて集中調理した給食及びおやつを、保温・保冷設備を搭載した配送車で蒲刈保育 所に搬入します。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- ① 設備・人的環境の整った調理場において集中調理することにより、調理能力の効率性を高めると共に、職員相互の調理技術の向上等を図ります。
- ② 集中調理方式では、感染症や食中毒の発生防止のための対策をより一層強化する必要があります。

そのため、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、衛生管理体制を確立し、調理過程における重要管理事項として、①原材料受入れ及び下処理段階における管理の徹底、②加熱調理食品については、中心部までの十分な加熱により、食中毒菌を死滅させること、③加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の二次汚染防止を徹底すること、④食中毒菌が付着した場合に菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の温度管理などを徹底すると共に、保健所との連携を密にとり、感染症や食中毒の発生防止のための対策には万全の体制を整えます。

③ 蒲刈保育所では、現在使用している調理室で、加熱、保存、配膳等のために 必要な調理機能は有しておりますが、今後も調理業務に必要な設備は随時更新し、調

理業務に支障のないよう対応します。

【蒲刈町域】

	調理室	調理室の設備			
保育所名	面積	加熱設備	冷蔵庫	ガス台	配膳台
蒲刈保育所	河保育所 17.10 ㎡		1台	2 □	1台

④ 入所児童の食事の内容・回数・時機については次のとおり実施します。

		10 時	12 時	14 時	15 時	
離乳食	前期	果汁等	離乳食、ミルク	ミルク	_	
	中期	果汁等	離乳食、ミルク	ミルク	_	
	後期	果汁等	離乳食、ミルク	離乳食、ミルク	_	
1、2歳児		間 食	完全給食	_	間 食	
3歳以上児		_	副食給食	_	間 食	

離乳食、1、2歳児の完全給食及び3歳以上児の副食給食を含めて外部搬入方式を 導入することにより、3歳未満児の入所状況や食物アレルギー及び体調不良児等の状 況に応じ、保育所での調理が行えるよう調理員の配置又は派遣を行います。

【調理員等の配置計画】

蒲刈保育所	必要に応じ配置又は派遣
下蒲刈保育所	調理員2名配置

【配送計画】

蒲刈町域

- 11:00 下蒲刈保育所出発(給食)
- 11:15 蒲刈保育所
- 13:45 下蒲刈保育所出発(おやつ)
- 14:00 蒲刈保育所

蒲刈保育所は、集中調理する下蒲刈保育所から 5 km程度離れていますが、配送車で 1 5 分以内に給食の配送が行えます。

下蒲刈保育所の調理室(延床面積 79.5 ㎡)は平成17年3月に建設され、施設は検収室、下処理室、調理、配膳室、洗浄室と作業工程毎に区分されており、調理スペースも外部搬入する給食調理にも十分に対応できる広さがあります。また、冷凍冷蔵庫、殺菌庫、調理台、流し台、配膳台、スチームコンベクション、フライヤー、炊飯器具、食器消毒保管庫、食器洗浄器、除菌洗浄剤散布器などの設備も完備しています。なお、下蒲刈保育所は、国及び県の補助金を受け、平成17年3月に竣工した新設の保育所であり、ドライシステムを採用した最新の設備を有しており、衛生管理に万全を期しております。

⑤ 外部搬入方式の導入にあたっては、現行の「保育所における食事の提供ガイドライン」、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社援第3

8号)及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発 第86号)を遵守します。

具体的には、給食において必要な栄養素量を給与するため、市の栄養士が離乳食(前期・中期・後期)、1~2歳児食、3歳以上児食を基本に、児童の発達段階に応じた献立を作成し、外部搬入方式の導入後も給食の質を確保します。

また、調理員のみならず、調理に携わる保育所職員の健康診断及び月2回検便を実施します。実施児童の嗜好調査や喫食状況の把握についても、各保育所において検食を行い、保育所内における給食内容検討会議の実施、さらには、栄養士、調理員及び保育士等による市全体の献立会議を毎月開催し、常に給食内容の向上に努めます。

さらに、保健所との連携を密にとり、給食の安全・衛生管理面に関して随時指導・助言をいただくとともに、調理業務従事者には最低年2回衛生管理研修会等を開催し、衛生面及び技術面の教育等を今後も実施します。

⑥ 外部搬入方式による給食業務を実施する場合には、児童の発達に応じた給食の提供や食物アレルギー及び体調不良児等に配慮し、除去食又は代替食等を実施するなど、きめ細かな対応を行う必要があります。

乳児については、個々の発育状況や日々の体調等に合わせて、また、食物アレルギー児については、除去食及び代替食による対応を、体調不良児については、児童の体調に応じた食事を工夫し提供する必要があることから、保育所間の連携を密に行いながら、必要に応じ調理員を保育所に派遣し対応する予定です。

保育所給食は、量、質ともに適切な食事を提供することにより、心・身両面の健全な発育、発達を促進する重要な役割を担っており、特に低年齢児は、成長過程に個人差が大きいことから、その発育に沿ったエネルギー及び栄養素の摂取のあり方を考えると同時に調理形態や食べ方も含め、一人ひとりの状況を見極め対応する必要があります。

呉市では、3歳以上児食と $1\sim2$ 歳児食の副食の基本となる献立は、材料購入の効率化と調理員の負担の軽減化に配慮して同一献立としていますが、年齢により果物などを加えたり、食事の量や大きさ、固さなど幼児に食べやすいよう調理方法を工夫するなどで対応しています。

そのため、発育状況に個人差のある低年齢児に対しては、家庭との連携により、生育歴や心身の発育過程や活動の実態を把握し、できるだけ個別の対応が必要となることから、設備の整った調理場において、複数の調理員が分担して調理を行う方が対応しやすいと判断し、次の表のとおり外部搬入を実施したいと考えております。

定員	年齢別入所児童数(H25.4.1 現在)
, ,	7

地	域	保育所		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
		蒲刈保育所	4 5	0	4	4	4	6	4	2 2
		※外部搬入による対応とするが、食物アレルギー及び体調不良児への対応につ								
		いては、必要に応じ調理員の派遣により保育所で実施予定								

① 子どもの健全育成の観点から、食育は最も重要な要素であり、外部搬入方式の導入により、多くの施設の職員等の連携が新たに生まれることから、食を通じた様々な取り組みについても、保育所、保護者、地域が連携し、食育プログラムの実施についても町域で同時に進めることが可能となります。

外部搬入方式の導入により調理業務の合理化を進めることにより、食育をテーマとした各種事業の推進が可能となり、食に関わる体験事業(栽培体験、調理体験、地域の食材を使った伝統的な食事体験)や食育に関する相談、講習会を開催し、保護者に対して保育所給食の実態を紹介したり、食育教室を実施し、望ましい食習慣など食育の大切さを伝える食育関連事業を実施します。